

告 示

埼玉県告示第六百九十二号

測量計画機関である宮代町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年六月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

宮代町

二 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量（MMS）による画像データ・レーザ点群データ計測・修正測量）

三 作業地域

埼玉県宮代町内

四 作業期間

令和六年四月二十二日から令和七年二月二十八日まで